

審議会などの委員を公募します

町では、法令や条例に基づく各種審議会などの委員の一部を公募しています。幅広い意見を集約し、開かれた町政を目指していくため、たくさんの応募をお待ちしています。

委員を公募する審議会などの名称および募集内容

審議会などの名称	募集人数	任期	内容	担当窓口
子ども施策推進委員会	1人	2年	子どもの権利に関わる総合的かつ計画的な施策について調査および審議（年1回程度の会議と、子どもの権利に関するワークショップへ出席）	こども課 児童育成グループ （内線133）
環境審議会	1人	2年	環境基本計画に関する審議および環境の保全と創造に関する調査および審議（年2回程度の会議へ出席）	環境課 環境保全グループ （内線272）
食育推進会議	1人	1年	町における食育推進事業や教室について報告および意見交換（年2回程度の会議へ出席）	産業振興課 農業振興グループ （内線264）
都市計画審議会	1人	1年	町の都市計画に関して必要な事項の調査および審議（年2回程度の会議へ出席）	都市計画課 計画整備グループ （内線221）

応募要領

(1)資格

次の①～⑤のすべての条件に該当する人

- ①町内在住で20歳以上であること（平成31年1月1日現在）
- ②納税が滞っていないこと
- ③町の審議会などの現職委員およびほかの審議会などの公募による委嘱委員でないこと
- ④各種審議会などの設置趣旨に反せず、特別に行政と利害関係にある人でないこと
- ⑤地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しないこと

(2)方法

応募する審議会などの名称を明記の上、審議会などへの参画を希望される理由を200字程度のレポート（様式に指定はありません。）にまとめ、住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、下記の申し込み先に郵送（締切日消印有効）、FAX、Eメールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。

(3)決定方法

町の定める選考基準に基づき、選考会において審議の上、決定します。

(4)申込み

2月28日（木）までに次へお申し込みください。

〒444-0192 住所不要

幸田町企画部人事秘書課人事秘書グループ

Eメール jinjihisyo@town.kota.lg.jp

FAX(0564)63-5139

問合せ 人事秘書課人事秘書グループ ☎(0564)62-1111(内線321) FAX(0564)63-5139

または各担当窓口にお問い合わせください。

保健師または看護師を募集します

職種	非常勤職員
募集人員	1人
勤務内容	子育て支援業務 <ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート・センター事業での病後児の預かりの調整、補助 子育て講座、発達相談指導事業の実施 育児相談、子育てサークルの支援、来館者への対応など
勤務場所	上六栗子育て支援センター、菱池子育て支援センター
勤務時間	週30時間以内/午前9時～午後4時（6時間/日）の週5日/土日祝日、年末年始は休日
資格など	保健師資格または看護師資格を有し健康な人
年齢	20歳～65歳（ただし、定年は65歳の年度末まで）
給与	保健師 1,440円/時間、看護師 1,400円/時間 （勤務距離に応じて交通費相当額を日額で加算する）
採用期日	平成31年4月1日
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書(市販のもので可、写真をのり付けしたもの) 保健師証または看護師証の写し *提出された書類は、返却しません。
採用方法	採用は、書類審査および面接により決定します。面接日程などについては、後日通知します。
申込期間	2月1日(金)～28日(木)の役場開庁時間内（土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分）
問合せ	こども課保育所グループ ☎(0564)62-1111(内線131) FAX(0564)63-5334

一般非常勤職員(生きがいデイサービス嘱託員)を募集します

職種	非常勤職員
募集人員	1人
勤務内容	デイサービス利用者の見守り業務
勤務場所	老人福祉センター（深溝一之宮2番地1）
勤務時間	週35時間以内/午前8時30分～午後4時30分（7時間/日）の週5日/土日祝日、年末年始は休日
資格など	普通自動車一種免許および看護師または准看護師または介護福祉士の資格を有する人
年齢	20歳～65歳（ただし、定年は65歳の年度末まで）
給与	1,400円/時間
採用期日	平成31年4月1日
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 履歴書1通(市販のもので可、写真をのり付けしたもの) 応募資格の資格証明書の写し *提出された書類は、返却しません。
採用方法	採用は、書類審査および面接により決定します。面接日程などについては、後日通知します。
申込期間	提出書類を2月22日(金)の役場開庁時間内（土日祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分 福祉課介護保険グループへ提出してください）
問合せ	福祉課介護保険グループ ☎(0564)62-1111(内線155) FAX(0564)56-6218

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税されます

バイクや軽自動車などを解体、譲渡、盗難などにより所有しなくなった場合は、4月1日までに廃車または名義変更の手続きをしないと来年度も引き続き課税されます。盗難に遭った人は、盗難届を提出した警察署で届出日と受理番号を確認の上、手続きをしてください。軽自動車検査協会では、毎年3月は軽自動車税申告などの関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑する状況となっています。このため、軽自動車検査協会への名義変更・廃車の届出は、できるだけ3月中旬までに済ませていただきますようご協力をお願いします。

また、小型特殊自動車（農耕用作業車やフォークリフトなど）は、公道を走行しなくても、所有していることに基づいて軽自動車税が課税されます。これらの車両を新たに所有する人や、現在未登録の人は、速やかに登録の手続きをしてください。

手続き場所

車の種類	届出先
原動機付自転車(125cc以下のバイク)小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)	幸田町役場税務課町民税グループ(1階6番窓口) ☎(0564)62-1111(内線161・162)
二輪の軽自動車(125ccを超え、250cc以下のバイク)	全国軽自動車協会連合会 愛知事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番1 ☎(0565)52-3111
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所 豊田市若林西町西葉山48番2 ☎050-3816-1772
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	中部運輸局愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所 豊田市若林西町西葉山46番地 ☎050-5540-2047

平成31年度 軽自動車税についてのご案内

三輪・四輪の軽自動車は、初度検査年月や車両の環境性能によって、適用される税率（年額）が変わります。

軽自動車（三輪・四輪）の税額

車種区分			税率（年額）					
			初度検査年月が平成18年3月以前の車両(1)	初度検査年月が平成18年4月～平成27年3月の車両	初度検査年月が平成27年4月以降かつ、右記(2)～(4)以外の車両	初度検査年月が平成30年4月以降の車両		
						(2)	(3)	(4)
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

(1)電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は除きます。

(2)乗用・貨物：電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減）

(3)乗用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ2020年度燃費基準+30%達成車

貨物：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(4)乗用：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ2020年度燃費基準+10%達成車

貨物：平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

*原動機付自転車および二輪車・小型特殊自動車の税率は平成30年度と変わりません。

問合せ 税務課町民税グループ ☎(0564)62-1111(内線161) FAX(0564)63-5334

申込み・問合せに関しては、役場および各施設で開庁日、開館日が異なりますのでご注意ください。

町税の延滞金・還付加算金の割合をお知らせします

納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納すると納期限内に納めた人との公平を保つため、本来の税額のほかに延滞金も納めなければなりません。また、税金の納め過ぎにより還付金が発生したときに、その還付金につける利息のことを還付加算金といいます。還付加算金の額は、還付までの期間に応じて、還付金の額に一定の割合を乗じて計算した金額です。平成31年の延滞金・還付加算金の割合を、お知らせします。



	1カ月以内の延滞金	1カ月経過後の延滞金	還付加算金
平成27年中の割合	2.8%	9.1%	1.8%
平成28年中の割合	2.8%	9.1%	1.8%
平成29年中の割合	2.7%	9.0%	1.7%
平成30年中の割合	2.6%	8.9%	1.6%
平成31年中の割合	2.6%	8.9%	1.6%

問合せ 税務課収納グループ ☎(0564)62-1111(内線165・166) FAX(0564)63-5334

後期高齢者医療制度 高額介護合算療養費のご案内

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額を合計し、その金額が下表の負担区分による「自己負担限度額」を超えた場合、申請により「高額介護合算療養費」が支給されます。

対象期間 平成29年8月1日～平成30年7月31日の1年間

申請方法 支給の対象となる人には、2月下旬に愛知県後期高齢者医療広域連合から「お知らせ」が送付されますので、それに従って申請してください。



負担区分	要件	自己負担限度額
現役並み所得者	同じ世帯に町民税課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の人	67万円
一般	現役並み所得者・区分Ⅱ・区分Ⅰに該当しない人	56万円
区分Ⅱ	町民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない人	31万円
区分Ⅰ	世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の世帯の人。または、町民税非課税世帯で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している人	19万円

*医療費以外に負担された食事代や差額ベッド代などは、対象外となります。高額療養費や高額介護（予防）サービス費に相当する額は、支給対象の自己負担額から除きます。

問合せ 保険医療課医療グループ ☎(0564)62-1111(内線144) FAX(0564)63-5334

環境スタグラム VOL.3

投稿



保健センター駐車場の資源拠点回収へ行って、掃除機とダンボールを出してきたよ！
小型家電だけなら粗大ごみ収集日に持って行くより混雑していなくて便利だよ！！

♥いいね！530件 返信する



環境課

エコたん、資源拠点回収を利用してくれてありがとう！ この時期出やすい電気ポットやファンヒーターも小型家電なので、出すことができますよ。毎月1回（12月は2回）やっているの、また利用してください。

♥いいね！5件 返信する



すこっぴー

わたしは保健センター駐車場より坂崎小学校北駐車場のほうが近いからそっちへ行くかな。

♥いいね！7件 返信する



エコたん

すこっぴー、町内3カ所でやってるから近くの場所に行けばいいよ。

♥いいね！5件 返信する

資源拠点回収



受付品目 古紙（新聞・チラシ、雑誌、段ボール、紙パック）、ミックスペーパー、古着、アルミ缶、スチール缶、小型家電

受付時間 午前9時～午後3時 *受付日は「幸田町家庭ごみ収集カレンダー」、町ホームページまたは広報こうたでご確認ください。

搬入場所 坂崎小学校北駐車場、保健センター駐車場、粗大ごみ集積処理場

問合せ 環境課ごみ対策グループ ☎(0564)62-1111(内線273) FAX(0564)63-5169

消防テレホンサービス・三者通話翻訳サービスをご利用ください

消防テレホンサービス（自動音声） ☎0564-73-1119

サイレンを鳴らして出動した消防車の出動内容と場所が確認でき、いち早く情報を聞くことができます。

*通常の救急出動は、該当しません。

三者通話翻訳サービス

日本語を話せない外国籍の人でも、病气、けが、火事の際に、電話で「119」をかければ、翻訳サービスを受けられます。英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の言語に対応しています。

問合せ 消防署 ☎(0564)63-0119 FAX(0564)63-1119

【幸田町の姉妹都市】
長崎県島原市

しまばら



通信

vol.18

島原守護神しまばらん

しまばら はつ いち 島原初市

島原初市は、江戸時代初期に島原藩主松倉重政が島原城を築城する際、各地から集まった労働者たちのために、近郊の商人や農民、漁民たちが、大手門前の広場で物々交換の「市」を開いたのが始まりといわれており、旧正月が明けてから初めての市という事で「初市」と呼ばれるようになりました。

現在の出店数は約150店舗。玩具や食品の屋台のほか、植木屋・鍛冶屋・地場産品などの出店もあり、島原市内はもとより、島原半島内や県内各地から、毎年多くの来場者でにぎわいます。

今年も、例年と同じく3月3日(日)～10日(日)にかけて、島原市内の霊丘公園グラウンドで開催されます。

初市が来ると、島原に本格的な春が訪れます。ご来島の際は、島原の春の風物詩「初市」にぜひ足をお運びください。

問合せ 島原初市振興会(島原商工会議所内)

☎0957-62-2101



福祉・介護 通信

今月のキーワード：

あなたの周りに虐待はありませんか？

新聞やニュースなどで耳にする「虐待」。この虐待により命を落とす、大ケガをしてしまう、心に深い傷を残すケースが後を絶ちません。虐待には児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、そしてドメスティックバイオレンス(DV)があります。

主な虐待の種類として、

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、やけどを負わせる、縛り付けや抑制をするなど
- ネグレクト(放棄)** 食事を与えない、ひどく不潔にする、おむつを替えない、家に閉じ込める、車の中に放置する、家族等による虐待を放置するなど
- 心理的虐待** 罵倒、侮辱、無視をする、家族や他人に悪口をふきこむ、排泄の失敗をあざ笑う、言葉による脅しや無視するなど
- 性的虐待** 性的行為の強要、性器への接触、裸にして放置するなど
- 経済的虐待** 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の自宅や土地などを無断で売却する、本人の預貯金や年金を勝手に使うなど

があり、主に家庭内で起きることが多く、分かりにくいという特徴があります。虐待を受けている、虐待を見たなどありましたら、些細なことでも構いません。迷わず下記の連絡先へ通報・相談してください。秘密は守ります。

通報・相談先

児童虐待：西三河児童相談所 ☎(0564) 27-2779、こども課保育所グループ ☎(0564) 62-1111(内線132)

高齢者虐待：地域包括支援センター ☎(0564) 62-7331、福祉課介護保険グループ ☎(0564) 62-1111(内線154)

障がい者虐待：障害者基幹相談支援センター ☎(0564) 77-4658

福祉課福祉グループ ☎(0564) 62-1111(内線151)

DV：(女性)愛知県女性相談センター西三河駐在室 ☎(0564) 27-2719

(男性)愛知県男性DV被害者ホットライン 080-1555-3055

問合せ 福祉課介護保険グループ ☎(0564) 62-1111(内線154・155・156) FAX(0564) 56-6218